地域生活支援事業

移動支援事業に関するガイドライン

目	次	
1	移動支援事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
2	移動支援事業の対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
3	移動の方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
4	利用の原則について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
5	移動支援事業の対象となる外出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
6	移動支援事業の対象とならない外出について・・・・・・・	P. 4
7	障がい福祉サービス等との併給関係について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6
8	支給量について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6
9	二人介護体制での利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 7
10	特例利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 7
11	利用者負担額及び実費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 8
12	Q&A · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P. 9
【参	考】 岡崎市移動支援事業の特例利用について・・・・・・	P. 12

※ 本ガイドラインは、岡崎市における移動支援事業に関する基準をまとめた ものである。今後の法令通知や社会情勢等により、変更することがある。

> 平成24年12月14日作成 平成27年11月11日改訂 平成31年4月1日改訂 令和5年3月20日改訂 岡崎市福祉部障がい福祉課

1 移動支援事業について

移動支援事業は、障がい者(児)の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行うことにより、地域における自立 生活及び社会参加を促すことを目的とするものである。

2 移動支援事業の対象者について

移動支援事業を利用できる対象者(以下「利用者」という。)は、岡崎市に居住地を有し、屋外での移動が単独では困難と認められ、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障がい者手帳の交付を受けている障がい者(児)
 - ・体幹障がい1級又は2級
 - ・上肢障がい1級
 - ・下肢障がい1級
 - ・脳性麻痺による移動機能障がい1級
- (2) 視覚障がい者(児)
- (3) 療育手帳の交付を受けている知的障がい者(児)
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている精神障がい者(児)
- (5) 難病指定を受けている障がい者(児)

ただし、障害者総合支援法による障がい福祉サービスで行動援護・同行援護・重度訪問介護を受給している者については、原則として移動支援事業の対象者としない(P6「障がい福祉サービス等との併給関係」参照)。また、児童については学齢児以上を対象とする。

3 移動の方法について

徒歩又は公共交通機関(バス、電車、タクシー等)を利用する。

4 利用の原則について

始点から外出先への移動、外出先からの終点までを支援の対象とし、1日の範囲内で用務を終えるものとする。始点・終点については、自宅又は拠点とする。拠点集合・拠点解散については、利用者と移動支援事業提供事業所(以下「事業所」という。)双方の合意がなされた場合のみとする。

外出前・外出後の居宅内における介護(更衣介助・排泄介助等、身体介護 の内容と認められるもの)は、移動支援事業の対象とはしない。

なお、移動支援事業の利用に当たっては<u>いずれの場合も、事業所が対応できる範囲内とする。事前に利用者と事業所でサービス内容についてすり合わ</u>せること。

5 移動支援事業の対象となる外出について

(1) 社会生活上必要不可欠な外出

社会生活上必要不可欠な外出とは、その外出を行わないことが直ちに利用者の生命、健康、日常生活に支障を生じさせる要因になると十分想定されるものをいう。また、現在の生活において、緊急性を必要とするもの及び社会通念上、その行事に参加することが慣例となっているものも該当する。

ア 公的な機関における諸手続き

れる。

- (例)金融機関・郵便局への同行、公的行事への出席、官公庁への手続き ※ 官公庁への手続きでの利用は介護保険制度利用者のみ。それ以外の 者については障がい福祉サービスの「通院等介助」で支援が受けら
- イ 現在の生活において、緊急性を必要とするもの
 - (例) 短期入所又は日中一時支援における施設への送迎
 - ※ 保護者による利用者の送迎が困難な場合に限り、利用できるものとする。具体的には、保護者がケガや急病で利用者の送迎が困難な場合である。ケガ及び疾病の状況や治療期間の確認のために<u>医師の診断書又は意見書の提出が必要</u>となる。期間については、<u>最長3か</u>月と支給期間を限定して移動支援事業を認める。

なお、施設が送迎サービスを実施している場合は、そのサービス を優先させるものとする。

- ウ 今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後の継続性のない もの
- (例) 学校の見学、施設の見学や利用の手続き、入学手続き、会社への就職説明会、住居の確保・維持管理に関する用務での外出
- エ 社会通念上、その行事に参加することが慣例となっているもの (例) 冠婚葬祭への出席
- オ 買い物をする場合
 - (例) 生活必需品の買い物であって、こだわりが強く事業所の従事者(以下「ヘルパー」という。) 単独では購入ができない場合や買い物の訓練

(2) 余暇活動等社会参加のための外出

余暇活動等社会参加のための外出とは、個人の嗜好が強いものや日常生活の質を高めるものをいう。また、その外出を行わないことが直ちに利用者の生命、健康、日常生活等に支障を生じさせる要因になると言い難いものも該当する。

ア 自己啓発や教養を高めるための外出

講演会、博覧会や文化教養講座等の趣味であると一般的に解釈できるもの。自身の教養を高め、見聞を広げることを目的とした外出

- (例)美術館、博物館、図書館、市民センター、公民館等への外出、習い事
- イ 健康増進を図るための外出
- (例)運動、散歩、人間ドック等(年1回)、公衆浴場・温泉・プールなど ※ いずれも事業所が安全確保等の体制をとれる場合のみ
- ウ 地域生活に欠かせないと判断できる外出
- (例) 町内会への地域参加、ボランティア活動
- エ 生活の内容や質の充実、向上を図るための外出
- (例)映画鑑賞、講演会、コンサート、外食、観劇、理容・美容、個人の嗜好の強い買い物(衣類、雑貨、本、CD等)、各種団体の行事や会合、サークル活動等、公園遊び、カラオケ、ボーリング、イベント
- オ 社会生活一般で考えられる付き合いのための外出
 - (例) 初詣、墓参り、見舞い

6 移動支援事業の対象とならない外出について

本事業の趣旨に沿わないもの及び公的サービスの利用対象とすることが不 適切であると認められるものは対象外とする。

- (1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 外出先で収入を得ることを目的とする外出など
 - (例)会社通勤、訪問販売等のセールス活動、講演会において講師をし、謝 礼を受け取る場合
- (2) 通年かつ長期にわたる外出

通年とは、1年を通してその用務のための外出支援が定期的に必要な場合をいう。長期とは、3か月以上継続する場合をいう。

(3) 学校への通学、施設への通所

ア 学校:大学、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育園、各種特別支援学校、専門学校、職業訓練校など

イ 施設:障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、地域活動支援センター、日中一時支援事業所、児童養護施設、障がい児施設など

ウ その他:学習塾やスイミングスクールなど、週単位、月単位であらかじ め利用日が定められた定期的な利用を行うもので、終了見込みが明確でない、又は期間が長期にわたるもの

(4) 持病による定期的な通院

次回の診察日が明確なものであり、容易に計画が立てられるもの なお、定期的な通院は、居宅介護(通院等乗降介助又は通院等介助)でな らサービス提供が可能

(5) グループホームから施設や会社等への送迎

グループホームは、自宅と同様日常生活の場であり、日常生活の場から施設や会社等へ通うことは通年かつ長期的な外出となり、移動支援の対象としない。

(6) 社会通念上本制度を適用することが適当でない外出

ア 宗教活動

布教活動や勧誘等の主体的な活動については、移動支援の対象とならない。ただし、主体的な活動であったとしても、あくまで個人の信仰による

参拝で、他の趣旨がないものや世間一般に行事として共通の認識の下に行われているものについては、移動支援の対象とする。(初詣、法事等の宗教行事等)

イ 政治活動

基本的には認められないが、参政権にかかる部分においては移動支援の対象とする。具体的には、投票の参考とするために演説を聞きに行く、投票所への移動等である。18歳未満の児童の場合は不可

- ウ 賭博性の高い又は可能性を秘めた遊技(換金等を行うもの等)を目的とする場所。違法性のあるもの及び違法性はないものの換金等が行われ、金 銭収受が生まれると予測されるものについては、移動支援の対象としない。 (例)パチンコ店、競馬、競艇、公営ギャンブル場など
- エ 風俗営業等を行う店舗

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する店舗又はこれに準ずるものへの外出については、移動支援の対象としない。

- (例)接待飲食等営業を行う店舗、マージャン、ゲームセンター、風俗店 など
- オ 公序良俗に反することを目的とする場所
- (7) サービス提供事務所が企画するイベントへの外出

移動支援事業所が自ら企画する集会等のイベントは、営利目的であると疑われかねず、一般市民の賛同が得がたいことから、移動支援の対象としない。また、指定障がい福祉サービス事業所又は指定地域生活支援事業所が企画したイベントで、当該指定障がい福祉サービス又は指定地域生活支援事業所に係る報酬が算定される場合も、移動支援の対象としない。

- (8) 他の制度利用で代替できる場合 (障がい福祉サービス又は介護保険制度で移動支援に代わるサービスが受けられる場合)
- (9) 一日の範囲内で用務を終えることができない場合
- (10) 預かり (レスパイト) を目的とした外出
- (11) 障がいの有無にかかわらず、一般的に当該利用者の年齢で単独で行けるものではないと認められるもの

7 障がい福祉サービス等との併給関係について

(1) 障がい福祉サービスとの関係

次に掲げるサービスの支給決定を受けている者で、移動支援事業と同様の サービスを受給できる場合、障がい福祉サービスを移動支援事業に優先して 利用する。

ア 居宅介護 (通院等介助又は通院等乗降介助)

(参考) 通院等介助及び通院等乗降介助の対象となる外出

- ・病院等に通院する場合
- ・官公署(国、県及び市町村の機関、外国公館並びに指定相談支援事業所など)に公的手続き又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために 訪れる場合
- ・指定相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指 定障がい福祉サービス事業所を訪れる場合
- イ 重度訪問介護
- ウ 同行援護
- 工 行動援護
- オ 重度障がい者等包括支援
- (2) 介護保険法に基づくサービスとの関係

介護保険法のサービスにおいて、移動支援事業と同様のサービスを受給できる場合は介護保険サービスを移動支援事業に優先して利用する。

また、介護保険の施設サービスの利用者についても、原則として移動支援事業を支給しない。

(3) 障がい者支援施設に入所している者 施設入所支援を受けている時間については、移動支援事業は利用できない。

8 支給量について

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出 必要と認められる時間
- (2) 余暇活動等社会参加のための外出 13時間/月

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の必要時間数を合算して全体の支給量を決定する。心身の状況等を考慮しサービス等利用計画等をもとに個別に支給量を検討する。

9 2人介護体制での利用について

移動支援事業は利用者とヘルパーが1対1で行うのが原則であるが、利用者の身体状況や行動障がい等を勘案し、1人のヘルパーで介護することが困難である場合は、2人介護体制での利用を認める。2人介護体制での利用要件は、次のいずれかに該当する場合とする。

なお、2人介護体制での利用が認められた場合、支給量は必要時間数に2 を乗じた数となるため注意すること。

- (1) 利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合
 - (例) 利用者の体が大きく、排泄介助に複数人の介護が必要
- (2) 暴力行為、迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - (例) 利用者の自傷・他害行為や多動があり、1人では制御できない。

10 特例利用について

やむを得ない理由があり、個別の事情を聞き取り岡崎市が認めた場合について、次のような特例利用をすることができる。事業所又は相談支援事業所は利用者から特例利用の希望を聞き取った場合、事前に岡崎市障がい福祉課へ相談をし、申請をする。岡崎市障がい者自立支援協議会個別支援専門部会での意見聴取を経て、審査を受ける必要がある。

(1) 保護者同伴の利用

保護者同伴の外出にも関わらず、利用者の支援ができない場合は、ヘルパーが利用者の支援をするため、保護者同伴での移動支援を利用することができる。

- (例)・利用者の兄弟の学校行事等に保護者と参加する場合
 - ・利用者が医療器具を付けているなどの事情でヘルパーの支援以外にも保 護者の支援が必要な場合
- (2) 通学のための利用

通学のために支援が必要な場合で、あらかじめ定めた期間に限り移動支援を 利用することができる。

- (例)・普段送迎をしている保護者が疾病のため一時的に送迎ができない場合
 - •利用者が自分で通学できるよう公共交通機関の利用の訓練が必要な場合
- (3) その他

11 利用者負担額及び実費について

(1) 利用者負担額

利用者は、基準額に利用者負担割合を乗じ、10円未満を切り捨てた額を負担しなければならない。

サービス提供時間	基準額	利	用者負担領	割合及び金	塗額
9 一 こ へ 佐 供 时 目 一 基 中 領 一		0 %	4 %	6 %	8 %
0.5時間以下	2,490円		90円	140円	240円
0.5時間超1時間以下	3,930円	οШ	150円	230円	390円
1時間超1.5時間以下	5,710円	0 円	220円	340円	570円
1.5時間超2時間以下	6,520円		260円	390円	650円

サービス提供時間が2時間を超えた場合は、以後30分増すごとに基準額を810円加算することとする。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおり

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がいのある者とその配偶者
児童	保護者の属する住民基本台帳での世帯

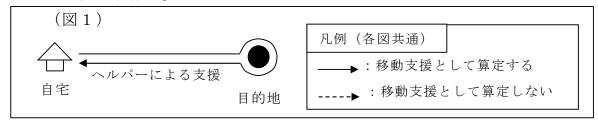
	世帯区分	利用者 負担割合
生活保護世帯	生活保護受給世帯	0 %
非課税世帯	非課税世帯	0 %
38 44 ##: 1	障がい者:市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)	4 %
課税世帯1 	児童:市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)	4 70
課税世帯 2	上記以外	6 %

(2) 実費

移動支援事業を利用する際に発生する実費(交通費、施設利用料など) は上記利用者負担額には含まれず、<u>全額自己負担</u>となる。さらに、利用者 のみではなくヘルパーの移動の際発生する実費についても利用者の自己負 担となるため注意すること。実費についてはできる限り事前に概算し、利 用者と事業所で合意をとること。

12 Q&A

Q1 「自宅→目的地→自宅」(図1)以外の利用については、具体的にはどのような場合か。



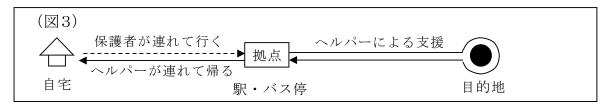
A1 次のような場合が想定される。

<拠点集合>

自宅から目的地までは保護者が利用者を連れていき、目的地周辺での移動からヘルパーによる移動支援を利用する場合(図2)



保護者が拠点(公共交通機関の駅やバス停など)まで連れていき、ヘルパーが拠点からの移動を支援する場合(図3)

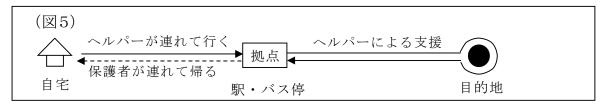


<拠点解散>

目的地周辺における活動終了後、保護者が利用者を自宅まで連れて帰る。 目的地でヘルパーによる移動支援を終了する場合(図4)

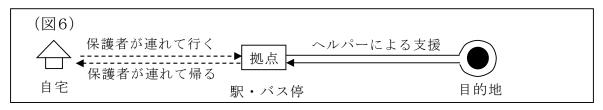


目的地周辺における活動終了後、拠点までの移動を終えた後、ヘルパーによる移動支援を終了し、保護者が自宅まで連れて帰る場合(図5)



<拠点集合・拠点解散>

保護者が拠点まで連れて行き、ヘルパーが拠点から移動を支援し、目的地 周辺における活動終了後、公共交通機関の駅やバス停の拠点までの移動を終 えた後、ヘルパーによる移動支援を終了し、保護者等が自宅まで連れて帰る 場合(図6)



<片道のみ>

ヘルパーが行きのみ (図7) 又は帰りのみ (図8) の移動支援をする場合





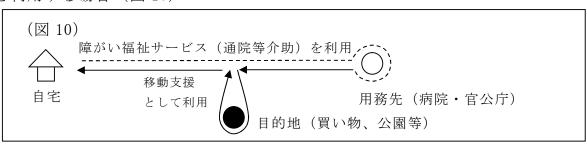
<目的地のみ>

ヘルパーが目的地でのみを移動支援をする場合(図9)



<通院等介助後>

通院、官公庁での手続きのための往復に障がい福祉サービス (通院等介助) を利用し、用務後、帰宅するまでの間に買い物、公園等に行くために移動支援 を利用する場合 (図 10)



- Q2 拠点とはどのような場所を指すのか。
- A 2 拠点とは、自宅以外で、安全かつ確実にサービスを開始・終了ができ、 事業所と利用者の双方が同意を得られる場所とする。

(例) 駅、バス停、GH、ショッピングモール)

移動支援 特例利用の流れ

1	事業所に相談	利用者は、特例利用を希望する場合、既に移動支援を利用している場合はそ の事業所に、移動支援を利用していない場合は相談支援事業所などに相談
2	支援計画の作成	サービス提供事業所又は相談支援事業所は、利用者の意向を聴取し、『移動 支援 特例利用計画(案)』を作成
	▽	⇒様式『移動支援 特例利用計画案』 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
3	申請	『特例利用申請書』及び『移動支援 特例利用計画案』を岡崎市障がい福祉課に提出。障がい福祉課は承認の可否について検討
		⇒様式 <u>『移動支援 特例利用申請書』</u>
4	自立支援協議会 での検討	岡崎市障がい福祉課が、特例利用を承認することが適当かどうか判断するに あたり、自立支援協議会個別支援専門部会に意見を聴取する。
5	承認までの流れ	個別支援部会の委員に意見を聴取し、事務局が集約。個別支援部会長は特例 の承認・否認について決定。自立支援協議会事務局において決裁を行う。
6	決定通知	岡崎市障がい福祉課は結果について特例利用(承認・否認)の決定通知を送付
	₹	
7	利用に向けての最終調整	特例利用が承認された場合は、事業所と利用者は実費負担(駐車場代等)や 利用についての最終的な確認を行う。
8	サービスの利用	事業所は、個別支援計画及び利用者と事業所との契約に基づき、サービスを 提供する。
9	給付費の請求	特例利用の場合、移動支援の実績記録票の「特例利用」欄に記入。それをも とに、内容についても個別支援計画と照合しチェック。
10	指導監査時のチェック	岡崎市は事業所監査の際、サービスの内容や利用者との実費負担契約など、 サービス利用について適切に処理されているかをチェック
11	更新	時間の経過によって必要性や本人を取り巻く状況が変わる可能性もあるため、支給決定の更新の際に特例利用についても再度検討

移動支援 特例利用申請書

(宛先) 岡崎市福祉事務所長 年 月 日

次のとおり移動支援の特例利用を申請します。

					受	於給者証	番号								
	フリガナ														
申	氏 名				生	年月日				年		月			日
請		〒	_												
者	居住地														
					電話	活番号()			_				
フリ	ガナ				生	E年月日			年	<u>.</u>		月		日	
支給申記	書に係る					- 1 / 1 H						71		Н	
児童						続	柄								
移動	動支援の	支給決定		あり	(時	間/	月)		•		なし	J		
特例	□保	護者同伴の利	用			□通	学・追	通所の	りた	めの)利	用			
利用	□ そ	の他(')

申請理由や利用計画等を記載した『移動支援 特例利用計画案』を添付してください。

※以下の欄は、申請者と届出者が同一の場合、記入の必要がありません。

	フリガナ					□ 代理人		代行者
届	氏 名					申請者との関係		
出		〒	_					
者	居住地							
				電話番号	()	_	

- ・申請する特例利用の内容によっては、事業所が対応できない場合があります。 ・特例利用の際、移動支援の利用料のほかに交通費や駐車場代等の実費負担が発生する場合があります。 ・申請する特例利用については利用できるまでに時間がかかる場合があります。

障がい者自立支援協議会での協議 要・否

利用者	氏名	生年月日	年	月	日
小小儿石	住所				
計画作成者	事業所名				
可凹作成名	氏名	連絡先			

ハリノロ2日 マンコMitカルス しょうい アリカリノロ カニタンマニィエアモロ	及び特例利月	月が必要な理問
--	--------	---------

利用者を取り巻く支援の状況について、また移動支援の特例利用が必要な理由について記載してください(形式は自由)。 なお、用紙が足りない場合は適宜別紙を追加してください。

サー	ピ	ス	利	用	計	画	案
----	---	---	---	---	---	---	---

●特例利用の種類

実際のサービス利用に際して、目的地やサービス提供の流れを図を交えて記載してください。 なお、用紙が足りない場合は適宜用紙を追加してください。

自立
支記
援載
協欄
議
会

上記の特例利用について(可 ・ 不可)

年 月 日

岡崎市障がい者自立支援協議会長